

役員給与規程

財団法人 東洋文庫

役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は財団法人東洋文庫の常勤役員（理事長、専務理事）に対する給与の支給に関する事項を定めたものである。

(役員給与)

第2条 役員給与は本俸及び特別手当とする。

(給与の支給)

第3条 役員給与（特別手当は除く）は毎月25日に支給する。

(本俸)

第4条 役員の本俸月額はおりのとおりとする。

理事長	550,000円
専務理事	450,000円

(特別手当)

第5条 役員特別手当は本俸月額の6ヶ月分とし、6月1日、及び12月1日にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。

(月の途中で就任または退任した場合の支給)

第6条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の給与（特別手当を除く）を支給する場合は、給与月額の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日までにいたるまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

第7条 月の末日以外の日において退職した役員に対する退職当月分の給与を支給する場合は、給与月額の日額にその者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

ただし、死亡した者に対する給与は、当月分の全額を支給する。

(給与日額)

第8条 給与日額は、給与月額を当該月の休日以外の日の数で除して得た額とする。

(附則)

第9条 この規程は、平成2年6月5日より実施する。

平成8年4月1日改訂（平成7年12月12日理事会決定）

平成13年1月1日改訂（平成12年12月5日理事会、評議員会決定）